

日バス協技第157号
令和元年6月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤憲一

バスの走行時における安全運行の徹底について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記について、国土交通省自動車局安全政策課長及び整備課長から別紙「バスの走行時における安全運行の徹底について」のとおり通知がありましたので、貴協会傘下会員事業者に周知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015



国自安第28号
国自整第27号
令和元年6月7日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長



整備課長



バスの走行時における安全運行の徹底について

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

貴協会におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、下記について各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願ひいたします。

記

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。

なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあっては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。

2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。

592

1.6.13

